

障第1688号  
令和4年1月17日

各障がい福祉施設代表者  
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会長 } 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和4年度障害者優先調達推進法の対象となる障害福祉サービス  
事業所等における提供可能な物品・役務について（照会）

日頃は、障がい福祉等の行政の推進について格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

岐阜県では、障がい者の雇用、就業の促進及びその職業の安定並びに福祉的就労に対する支援を図るため、県が行う物品等の調達において、「岐阜県の障害福祉サービス事業所等における提供可能な物品・役務の一覧表」に掲載されている物品等について、優先的発注を行うこととしております。

このたび、令和4年度の「岐阜県の障害福祉サービス事業所等における提供可能な物品・役務の一覧表」を作成いたしますので、下記によりご回答いただきますようお願いいたします。

なお、例年と異なり、既に登録されている事業所等におかれましても、回答をお願いいたします。

## 記

### 1 対象となる事業所・団体等

障害者優先調達推進法第2条第2項第1号及び第2号に規定された下記の障害福祉サービス事業所等又は団体が対象となります。

- ・ 障害者支援施設
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 障害福祉サービス事業（生活介護・就労移行支援・就労継続支援）を行う施設
- ・ 小規模作業所
- ・ 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（岐阜県セルフ支援センター）

### 2 対象物品等

上記施設において、製造又は製作する物品及び役務

※登録できる物品及び役務の数について、制限はありません。

### 3 回答方法

以下のURLから回答願います。

<https://logoform.jp/form/T8mB/59829>

※現在、登録されている事業所等におかれましても、回答願います。

### 4 回答期限

令和4年2月14日（月）

※令和3年4月1日から登録する場合の提出期限です。

### 5 上記URLから回答できない場合の提出先

障害福祉サービス事業所等における提供可能な物品・役務の一覧表への掲載依頼書を、岐阜県健康福祉部障害福祉課社会参加推進係宛てにメールまたはFAX、郵送でご提出ください。

※メールで提出される際は、ファイル名を『【〇〇】提供可能な物品等依頼』とし、〇〇の部分に事業所名を記入しお送りください。

メールアドレス：imai-yosuke@pref.gifu.lg.jp

FAX：058-278-2643

郵送先：〒500-8570

岐阜市藪田南 2-1-1

岐阜県健康福祉部障害福祉課社会参加推進係 行

### 6 留意事項

- ・例年と異なり、一覧表の項目を一新するため、既に掲載されている事業所等におかれましても、回答願います。
- ・掲載された場合でも必ずしも発注があるとは限りません。
- ・掲載依頼書の内容に疑義がある場合は掲載できない場合があります。
- ・一覧表は県の組織以外にも、広く発注に利用されるよう県ホームページにて公開いたします。

### 7 参考

県ホームページ

障害者優先調達推進法の施行について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9493.html>

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進係			
担当係長	大塚	担当者	今井
電話番号	代表 058-272-1111(内線2608)		
FAX	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		
所在地	岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1		